

EN-R-001: バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替

【削減方法】

- ボイラー等の熱源設備、自家発電等の発電設備又はコージェネレーション等において木質バイオマスを原料とするバイオマス固形燃料を使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する。

【適用条件】

- ① バイオマス固形燃料又は発電された電力が、化石燃料又は系統電力等を代替すること。
- ② 原則として、バイオマス固形燃料を利用する対象設備で生産した熱又は電力の全部又は一部を自家消費すること。
- ③ バイオマス固形燃料の原料は、未利用の木質バイオマスであること。輸入された木質バイオマスについては、持続可能性(合法性)を証明する書類の交付を受けること(2021年4月1日以降に検証申請する場合)。
- ④ 家庭用暖房機器での使用に限り、使用される木質バイオマスは建築廃材ではないこと。
- ⑤ 設備の導入を伴う場合は、当該設備に対応する方法論に定める適用条件を満たすこと。

【ベースライン 排出量の考え方】

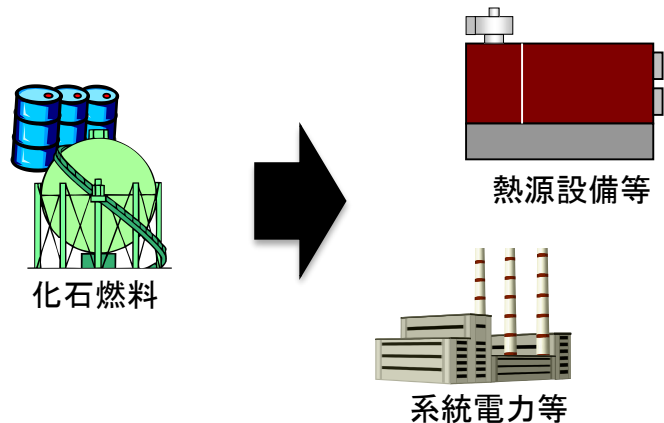
- プロジェクト実施後に対象設備に投入される熱量を、バイオマス固形燃料ではなく、それまで使用していた化石燃料から得る場合に想定されるCO2排出量

【主な モニタリング項目】

- プロジェクト実施後におけるバイオマス固形燃料の使用量
- プロジェクト実施後のバイオマス固形燃料の単位発熱量
- プロジェクト実施後の運搬、燃料化処理等に使用される燃料使用量及び電力使用量
- 設備導入を伴う場合、ベースライン設備及びプロジェクト設備のエネルギー消費効率

【方法論のイメージ】

ベースライン



プロジェクト実施後

